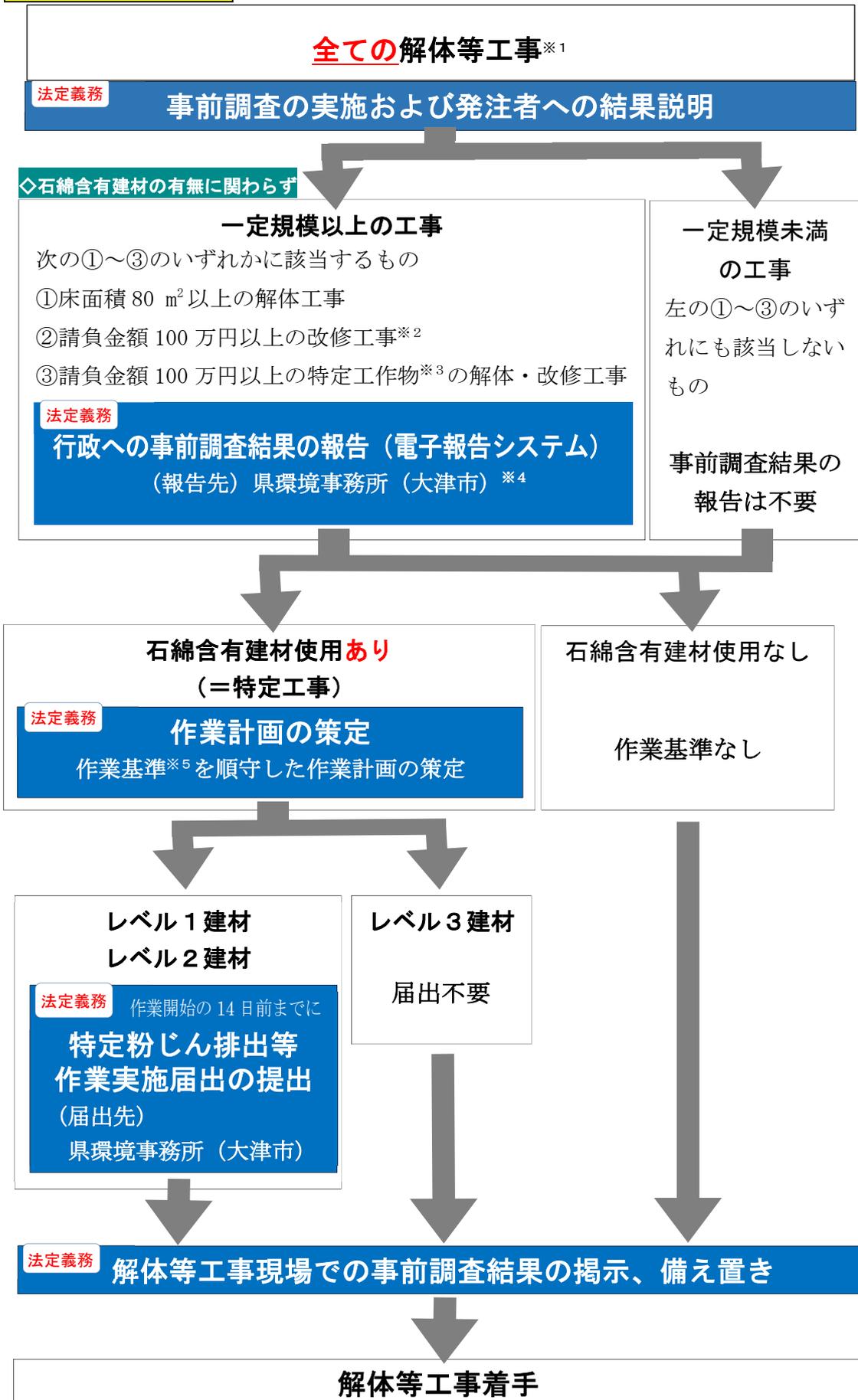


建築物等の解体等工事实施時における 大気汚染防止法適用に係る確認フロー図

令和4年4月1日以降

◎労働基準監督署への法令確認は別途行って下さい。



※1：建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事が該当します。

平成18年9月1日以降は、石綿（アスベスト）の新たな使用が禁止されていることから、解体等工事がイ～ホの建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事に該当することが設計図書その他の書面により明らかであって、当該建築物等以外の建築物等を解体し、改造し、又は保守する作業を伴わないものである場合は、その後の書面による調査及び目視による調査は要しません（事前調査の例外）。ただし、一部の工場設備に用いられるガスケット・パッキン等は平成24年3月まで石綿含有製品が使用されている可能性があるので注意が必要です。

イ 平成18年9月1日以後に設置の工事に着手した建築物等（ロからホまでに掲げるものを除く。）

ロ 平成18年9月1日以後に設置の工事に着手した非鉄金属製造業の用に供する施設の設備（配管を含む。以下同じ。）であって、平成19年10月1日以後にその接合部分にガスケットを設置したもの

ハ 平成18年9月1日以後に設置の工事に着手した鉄鋼業の用に供する施設の設備であって、平成21年4月1日以後にその接合部分にガスケット又はグラウンドパッキンを設置したもの

ニ 平成18年9月1日以後に設置の工事に着手した化学工業の用に供する施設の設備であって、平成23年3月1日以後にその接合部分にグラウンドパッキンを設置したもの

ホ 平成18年9月1日以後に設置の工事に着手した化学工業の用に供する施設の設備であって、平成24年3月1日以後にその接合部分にガスケットを設置したもの

※2：解体、改造、又は補修の工事を同一の者が二以上の契約に分割して請け負う場合においては、これを一の契約で請け負ったものとみなします。

請負代金の合計額は、材料費も含めた作業全体の請負代金の額をいい、事前調査の費用は含まないが、消費税は含まれる。また、請負契約が発生していない場合でも、請負人に施工させた場合の適正な請負代金相当額で判断します。

※3：対象となる特定工作物は、環境大臣が定めるものとされており、反応槽、加熱炉、ボイラー及び圧力容器、焼却設備、煙突など環境省告示により規定されています。

※4：令和4年4月1日から、建築物等の解体等を行う前に事前調査結果を県（大津市内は大津市）に報告する必要があります。

事前調査結果の報告は、石綿事前調査結果報告システムをご使用ください（紙面による報告も可）。

※5：作業基準は、大気汚染防止法施行規則第16条の4各号を参照ください。

（具体的な措置の内容は、別紙（同規則別表第7）を参照ください。）

※ 5 : 別紙 (大気汚染防止法施行規則 別表第7)

一	<p>次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>イ 特定建築材料の除去を行う場所(以下「作業場」という。)を他の場所から隔離すること。隔離に当たっては、作業場の出入口に前室を設置すること。</p> <p>ロ 作業場及び前室を負圧に保ち、作業場及び前室の排気(日本工業規格Z811-2に定めるHEPAフィルタを付けた集じん・排気装置を使用すること。</p> <p>ハ イの規定により隔離を行った作業場において初めて特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始前に、使用する集じん・排気装置が正常に稼働することを要する場所において確認し、異常が認められた場合は、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。</p> <p>二 特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始前及び中断時、作業場及び前室が負圧に保たれていることを確認し、異常が認められた場合は、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。</p> <p>ホ 除去する特定建築材料を薬液等により潤滑化すること。</p> <p>ヘ イの規定により隔離を行った作業場において初めて特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始後に集じん・排気装置を使用する場所を変更した場合、集じん・排気装置に付けたフィルタを交換した場合その他必要がある場合に随時、使用する集じん・排気装置の排気口において、粉じんを迅速に測定できる機器を用いることにより集じん・排気装置が正常に稼働することを確認し、異常が認められた場合は、直ちに当該除去を中止し、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。</p>	<p>令第三条の四第一号に掲げる作業のうち、吹付け石綿及び石綿含有断熱材等を除去する作業(次項又は五の項に掲げるものを除く。)</p>
二	<p>次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>イ 特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。</p> <p>ロ 除去する特定建築材料を薬液等により潤滑化すること。</p> <p>ハ 特定建築材料の除去後、養生を解くに当たっては、特定建築材料を除去した部分に特定粉じんの飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと。</p>	<p>令第三条の四第一号に掲げる作業のうち、石綿含有断熱材等を除去する作業(五の項に掲げるものを除く。)</p>
三	<p>次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>イ 除去する特定建築材料を薬液等により潤滑化すること。(ロの規定により特定建築材料を除去する場合は除く。)</p> <p>ロ 電気クレーン・ダンプトラックその他の電動工機を用いて特定建築材料を除去するときは、次に掲げる措置を講ずること。</p> <p>(1) 特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。</p> <p>(2) 除去する特定建築材料を薬液等により潤滑化すること。</p> <p>ハ 特定建築材料の除去後、作業場内の特定粉じんを清掃すること。この場合において、養生を行ったときは、当該養生を解くに当たって、作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと。</p>	<p>令第三条の四第一号又は第二号に掲げる作業のうち、石綿含有する仕上塗材を除去する作業(五の項に掲げるものを除く。)</p>
四	<p>次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>イ 特定建築材料を切断、破砕等すること(ロの規定により特定建築材料を除去する場合は除く。)</p> <p>ロ イの方法により特定建築材料(ハ)に規定するものを除く。を除去することが技術上著しく困難なとき又は令第三条の四第二号に掲げる作業に該当するものとして行う作業の性質に適しないときは、除去する特定建築材料を薬液等により潤滑化すること。</p> <p>ハ 石綿含有成形板等のうち、特定粉じんを比較的原因となるものとして環境大臣が定めるものにあつては、イの方法により除去することが技術上著しく困難なとき又は令第三条の四第二号に掲げる作業に該当するものとして行う作業の性質に適しないときは、次に掲げる措置を講ずること。</p> <p>(1) 特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。</p> <p>(2) 除去する特定建築材料を薬液等により潤滑化すること。</p> <p>二 特定建築材料の除去後、作業場内の特定粉じんを清掃すること。この場合において、養生を行ったときは、当該養生を解くに当たって、作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと。</p>	<p>令第三条の四第一号又は第二号に掲げる作業のうち、石綿含有する成形板その他の建築材料(吹付け石綿、石綿含有断熱材等及び石綿含有する仕上塗材を除く。この項の下欄において「石綿含有成形板等」という。)を除去する作業(一の項から三の項まで及び次項に掲げるものを除く。)</p>
五	<p>作業の対象となる建築物等に散水するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p>	<p>令第三条の四第一号に掲げる作業のうち、人が立ち入ることが危険な状態の建築物等を解体する作業その他の建築物等の解体に当たりあらかじめ特定建築材料を除去することが著しく困難な作業</p>
六	<p>次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等の部分に使用されている特定建築材料の除去若しくは囲い込み等を行うか、又はこれらと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>イ 特定建築材料をかき落とし、切断又は破砕により除去する場合は一の項下欄イからトまでに掲げる事項を遵守することし、これら以外の方法で除去する場合は二の項下欄イからハまでに掲げる事項を遵守すること。</p> <p>ロ 特定建築材料の囲い込み等を行うに当たっては、当該特定建築材料の劣化状態を確認し、劣化が著しい場合又は下地との接着が不良な場合は、当該特定建築材料を除去すること。</p> <p>ハ 吹付け石綿の囲い込み若しくは石綿含有断熱材等の囲い込み等(これらの建築材料の切断、破砕等を伴うものに限る。)を行う場合又は吹付け石綿の封じ込めを行う場合は、一の項下欄イからトまでの規定を準用する。この場合において、「除去」とあるのは「囲い込み等」と読み替えることとする。</p>	<p>令第三条の四第二号に掲げる作業のうち、吹付け石綿及び石綿含有断熱材等に依る作業</p>

建築物等の解体等工事实施時における 大気汚染防止法の適用に係る確認表

【解体等工事の場合分け】

- ①石綿なし、かつ、一定規模未満
 - ②石綿なし、かつ、一定規模以上
 - ③石綿（レベル3建材）あり、かつ、一定規模未満
 - ④石綿（レベル3建材）あり、かつ、一定規模以上
 - ⑤石綿（レベル1， 2建材）あり、かつ、一定規模未満
 - ⑥石綿（レベル1， 2建材）あり、かつ、一定規模以上
- } 解体等工事
} 特定工事
} 届出対象
} 特定工事

	事前調査の実施等義務	事前調査の報告義務	事前調査結果の揭示義務	作業基準の遵守義務	作業計画の策定義務	(発注者)届出義務
①	有り	無し	有り	無し	無し	無し
②	有り	有り	有り	無し	無し	無し
③	有り	無し	有り	有り	有り	無し
④	有り	有り	有り	有り	有り	無し
⑤	有り	無し	有り	有り	有り	有り
⑥	有り	有り	有り	有り	有り	有り

解体等工事に係る大気汚染防止法の適用状況の確認表

【備考】

特定建築材料等の区分	作業時の飛散のおそれ	
吹付け石綿	特に高い (レベル1) 	⑤, ⑥
石綿含有断熱材	高い (レベル2) 	
石綿含有保温材		
石綿含有耐火被覆材	比較的低い (レベル3) 	③, ④
石綿含有成形板等 (石綿含有仕上塗材含む)		
その他の建築材料 (石綿を含まない建材)	—	①, ②

◇一定規模以上の工事（②，④，⑥）

- ・床面積 80 m² 以上の解体工事
- ・請負金額 100 万円以上の改修工事
- ・請負金額 100 万円以上の特定工作物の解体工事および改修工事

◎労働基準監督署への法令確認は別途行って下さい。